

目 次

・ 企画財務部	経営企画課	2
・ 総務部	人事課	3
・ 市民環境部	市民交流課	4
・ 福祉保健部	こども課	5
・ 〃	保健推進課	6
・ 〃	福祉施設課	8
・ 産業活力部	産業支援課	9
・ 〃	観光交流課	10
・ 建設部	都市計画課	12
・ 教育委員会	学校教育課	13
・ 〃	教育総務課	15
・ 〃	人権啓発課	17

平成 23 年度行政監査（公金外現金の取扱状況について）結果に対する措置状況等

所管部課：企画財務部 経営企画課

（平成 24 年 5 月 28 日現在）

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】</p> <p>（１）会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの 4 件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの 25 件（7.37%）であるが、前述の第 2 監査の概要 2 監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等（マニュアル）は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて</p> <p>内部チェック機能については、行政によるものが 130 件（38.35%）で最も多く、次いで団体によるものが 64 件（18.88%）であるが、チェック機能のないものが、118 件（34.81%）と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No. 1 市民で灯そう 10 万の光り実行委員会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、取扱マニュアル等の制定がなされていませんでした。平成 23 年度は事業費に繰り入れる目的の募金は実施しておらず、今年度についても未定ですが、募金を行う場合は取扱マニュアルを制定し、適正な取扱に努める予定であります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>【No. 1 市民で灯そう 10 万の光り実行委員会】</p> <p>取扱マニュアルが制定されれば、それに従って適正な管理に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No.4 愛媛県市町村職員年金者連盟四国中央市支部】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル及び内部チェック機能の規定がありませんでした。預かり金の会計取扱規定及び内部チェック機能の規定につきましては、平成24年8月1日付けで制定しました。 【措置済】</p> <p>【No.5 愛媛県市町村職員年金者連盟四国中央市支部伊予三島分会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル及び内部チェック機能の規定がありませんでした。預かり金の会計取扱規定及び内部チェック機能の規定につきましては、平成24年5月1日付けで制定しました。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p>	<p>【No.6 四国中央市国際交流協会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 団体会計取扱マニュアルにつきましては、平成24年3月8日付けで制定され、平成24年4月1日より施行いたします。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No. 23 みしま児童センター運営委員会】 【No. 24 放課後児童クラブ】 【No. 25 幼児クラブ】 【No. 26 川之江児童館放課後児童クラブ】 【No. 27 川之江児童館幼児クラブ】 ご指摘の事項につきましては団体、行政双方ともに会計マニュアル等の制定がありません。関係団体と協議検討し、改善していくものであります。 【検討中】</p> <p>【No. 23 みしま児童センター運営委員会】 ご指摘の事項につきましては、運営委員の中より監事を選出し、年度末に監査を実施するよう改善する予定です。 【検討中】</p> <p>【No. 25 幼児クラブ】 ご指摘の事項につきましては、保護者の中より監事を選出し、年度末に監査を実施するよう改善する予定です。 【検討中】</p>
<p>【意見】 (1) 公金外現金取扱のリスク低減について 現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。 やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネージメントの見地からリスクの低減を図るべきである。 ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>公金外現金の取扱いにおいては、【意見】のとおり危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められますが、市が運営に関与することもやむを得ないのが実情であります。その場合においては、事故防止の観点からも公金同様の注意義務を尽くす必要があり、そのなかでも通帳の保管方法については、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるとの見地から、速やかに見直しを行ったところであります。 【見解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について ア 通帳等の保管方法について 通帳を事務室内金庫で保管しているものは224件(66.08%)であり、鍵付書庫41件(12.09%)、鍵付机33件(9.73%)となっている。 通帳等の保管方法については、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象でも述べたとおり、公金外現金の取扱いに関して当該市職員が私人として責任を問われるものであっても、市民から付託を受けた行政組織体として危機管理上の責任は回避できないものであり、公金に準じて取扱うことが的確であると考え。 調書による実態からは、保管方法が何らかの形で鍵付のものは303件(89.38%)であり大半をしめている。しかし、鍵なしの場所に保管しているものが数件見受けられた。 公金外現金の場合は、各所管課及び施設等によって保管場所等の様々な条件が通常の行政の例に抛りがたいものが大多数であるが、努めて保管に関しては鍵の掛かる金庫で行なうのが最善と考える。 よって、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので、改善・検討されたい。</p>	<p>【NO.28 四国中央市救急医療対策協議会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 7月30日開催の協議会において規約を改正し、会計事務、現金の保管等に関する規定を設けました。 【措置済】</p> <p>通帳は事務机で保管していましたが、鍵つき金庫に収納することとしました。 【措置済】</p>
<p>【意見】 (1) 公金外現金取扱のリスク低減について 現金の取扱について公金は法令等の規定によ</p>	<p>当協議会の構成団体(宇摩医師会、四国中央保健所、四国中央市及び東予救命救急センター)か</p>

り適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱いに関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。

やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネジメントの見地からリスクの低減を図るべきである。

ひとつの例として、指摘事項とはしなかつたが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。

らすると、市が会の現金を保管するのはやむを得ないと考えます。

また、届出印については持ち出し困難なダイヤル施錠式金庫で保管し、通帳と分離管理しているため、盗難等のリスクは極めて低くなっています。

【見 解】

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No.30 特別養護老人ホーム萬翠荘入所者預り金】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 預かり金の会計取扱マニュアルにつきましては、平成24年4月1日付けで制定しました。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p>	<p>【No. 35 紙まつり実行委員会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 現在、関係団体と見直しを検討中であり、今年の紙まつりの後、会計マニュアルを制定するよう進めております。 【検討中】</p>
<p>【意見】 (1) 公金外現金取扱のリスク低減について 現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。 やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネジメントの見地からリスクの低減を図るべきである。 ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>紙まつり実行委員会の預かり金の保管管理については、通帳と届出印を同じ場所に置かず、それぞれ別の場所の鍵が掛かる机に保管しています。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No. 36 ふれあいビーチ活性化推進協議会】 【No. 37 伊予三島秋祭実行委員会】 【No. 38 みなと祭実行委員会】 【No. 39 四国中央磐座太鼓保存会】 【No. 40 カミンバ実行委員会】 【No. 41 コスモス感謝祭実行委員会】 【No. 42 土居町太鼓台運営委員会】 【No. 43 四国中央市物産協会】 【No. 44 四国中央市観光協会】 【No. 45 四国中央市川之江観光協会】 【No. 47 四国中央市新宮観光協会】 【No. 48 塩塚高原山焼き実行委員会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定が遅れておりました。 関係団体と協議し、各団体において会計マニュアルを早急に制定することとなりました。 【実施中】</p> <p>【No. 46 四国中央市川之江太鼓台連絡協議会】 上記団体につきましては、平成23年度に組織を解散いたしました。 【措置済】</p> <p>【No. 36 ふれあいビーチ活性化推進協議会】 【No. 37 伊予三島秋祭実行委員会】 【No. 38 みなと祭実行委員会】 【No. 39 四国中央磐座太鼓保存会】 【No. 40 カミンバ実行委員会】 【No. 41 コスモス感謝祭実行委員会】 【No. 42 土居町太鼓台運営委員会】 【No. 43 四国中央市物産協会】 【No. 44 四国中央市観光協会】 【No. 45 四国中央市川之江観光協会】 【No. 47 四国中央市新宮観光協会】 【No. 48 塩塚高原山焼き実行委員会】 【No. 49 ふるさと友の会】 【No. 50 霧の森青空市かほり】 ご指摘の事項につきましては、内部チェック機能が不十分であり、検討の結果、各団体の会計規則にもチェック機能を明確にし、実施することとなりました。 【実施中】</p> <p>【No. 46 四国中央市川之江太鼓台連絡協議会】</p>

	<p>上記団体につきましては、平成23年度に組織を解散いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 公金外現金取扱のリスク低減について</p> <p>現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。</p> <p>やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネジメントの見地からリスクの低減を図るべきである。</p> <p>ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>公金外現金の保管管理については、やむを得ず市職員が取り扱いをし、鍵付ロッカーに保管し、事故のないよう努めてまいりましたが、リスクの低減を図るべく、新たに鍵付金庫を設置し、通帳と届出印を鍵付ロッカーと鍵付金庫で別の場所に保管しております。</p> <p style="text-align: right;">【見 解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (2) 通帳及び届出印等の保管状況について ウ 保管管理責任者の設置状況について 担当が保管管理責任者のものが164件(48.38%)、所属長114件(33.63%)となっている。 保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えているが、設置していないものが17件(5.01%)あった。 よって、保管管理責任者を設置しリスクマネージメントの向上を望むものである。</p>	<p>【No. 57 四国中央市違反屋外広告物一掃運動推進協議会】 ご指摘の事項につきましては、保管管理責任者を設置しておりませんでしたので、都市計画課長をこれに充てました。 【措置済】</p>
<p>【意見】 (1) 公金外現金取扱のリスク低減について 現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。 やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネージメントの見地からリスクの低減を図るべきである。 ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>上記協議会の通帳と届出印の保管場所が同じ鍵の掛かる机に保管されていますので、それぞれを別に保管できるようにしました。 【措置済】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>イ 内部チェックについて 内部チェック機能については、行政によるものが130件(38.35%)で最も多く、次いで団体によるものが64件(18.88%)であるが、チェック機能のないものが、118件(34.81%)と比較的高い割合であり、チェック機能なしで現金の経理がなされている実態が明らかとなったが、行政若しくは団体の機構によりチェック機能を働かせるよう望むものである。</p>	<p>【No.58 川之江小学校PTA会計】～ 【No.211 四国中央市立川之江北中学校文化体育振興会】 【No.213 川之江南中学校 給食費】～ 【No.291 土居西幼稚園 誕生会費】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 上記預かり金のほとんどのものは各小中学校、幼稚園に共通するものであるため、学校教育課で基本的な会計規則の策定を検討中です。 【検討中】</p> <p>【No.292 四国中央市特別支援教育育成会】 ご指摘の事項につきましては、会計マニュアル等の制定がなされていませんでした。 団体により会計マニュアル制定を検討中です。 【検討中】</p> <p>【No.119 三島小学校 学校給食費】 【No.121 三島小学校トランペットクラブ】～ 【No.126 四国中央市特別支援教育育成会助成金(ことばの教室)】 【No.133 中曽根小学校 四国中央市特別支援教育育成会助成金】 【No.200 川之江北中学校 給食会計】～ 【No.211 四国中央市立川之江北中学校文化体育振興会】 【No.213 川之江南中学校 給食費】～ 【No.220 川之江南中学校 義援金・募金】 【No.243 三島東中学校 学校給食会会計】～ 【No.248 三島東中学校 四国中央市特別支援教育育成会助成金】 【No.250 土居中学校 給食費】 【No.253 土居中学校 図書費】 【No.256 土居中学校少年自然の家体験活動費】 【No.257 土居中学校 四国中央市特別支援教育育成会助成金】 ご指摘の事項につきましては各学校において、改善、見直しを実施しているところです。 【実施中】</p> <p>【No.258 川之江みなみ幼稚園 PTA会計】～ 【No.291 土居西幼稚園 誕生会費】 ご指摘の事項につきましては全幼稚園で共通し</p>

<p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について</p> <p>ウ 保管管理責任者の設置状況について</p> <p>担当が保管管理責任者のものが164件(48.38%)、所属長114件(33.63%)となっている。</p> <p>保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えますが、設置していないものが17件(5.01%)あった。</p> <p>よって、保管管理責任者を設置しリスクマネージメントの向上を望むものである。</p>	<p>たものにするため、学校教育課で検討中です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>【No.292 四国中央市特別支援教育育成会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては団体において、改善を検討中です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>【No.188 土居小学校 学級会費(教材費など)】～</p> <p>【No.190 土居小学校 修学旅行】</p> <p>【No.292 四国中央市特別支援教育育成会】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、保管管理責任者を設置しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>【意見】</p> <p>(1) 公金外現金取扱のリスク低減について</p> <p>現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。</p> <p>やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネージメントの見地からリスクの低減を図るべきである。</p> <p>ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>小・中学校、幼稚園での預かり金の保管管理については、事故がないよう校長・園長が責任をもって保管管理に努めてまいりましたが、更にリスクの低減を図るべく現在、学校・幼稚園に共通した会計マニュアルの制定を検討中であり、改善していくものであります。</p> <p style="text-align: right;">【見 解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】</p> <p>(1) 会計事務について</p> <p>ア 会計規則等の制定状況について</p> <p>公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱わない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱を行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。</p> <p>よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について</p> <p>ア 通帳等の保管方法について</p> <p>通帳を事務室内金庫で保管しているものは224件(66.08%)であり、鍵付書庫41件(12.09%)、鍵付机33件(9.73%)となっている。</p> <p>通帳等の保管方法については、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象でも述べたとおり、公金外現金の取扱に関して当該市職員が私人として責任を問われるものであっても、市民から付託を受けた行政組織体として危機管理上の責任は回避できないものであり、公金に準じて取扱うことが的確であると考え。</p> <p>調書による実態からは、保管方法が何らかの形で鍵付のものは303件(89.38%)であり大半をしめている。しかし、鍵なしの場所に保管しているものが数件見受けられた。</p> <p>公金外現金の場合は、各所管課及び施設等によって保管場所等の様々な条件が通常の行政の例に拠りがたいものが大多数であるが、努めて保管に関しては鍵の掛かる金庫で行なうのが最善と考える。</p> <p>よって、出来得る限り鍵の掛かる場所での保管が望ましいので、改善・検討されたい。</p>	<p>【No. 293 四国中央市学校給食会(廃油売上)】 【No. 294 四国中央市学校給食会(川之江地域小学校)】 【No. 295 四国中央市学校給食会(川之江地域中学校)】 【No. 296 四国中央市学校給食会(三島地域)】 【No. 297 四国中央市学校給食会(土居地域)】 【No. 298 四国中央市学校給食会(新宮地域)】</p> <p>会計規則については、四国中央市学校給食会理事会で協議検討する予定。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>通帳の保管方法については、机の鍵が掛かるところに保管することで検討中。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

<p>ウ 保管管理責任者の設置状況について 担当が保管管理責任者のものが164件（48.38%）、所属長114件（33.63%）となっている。 保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えますが、設置していないものが17件（5.01%）あった。 よって、保管管理責任者を設置しリスクマネージメントの向上を望むものである。</p>	<p>保管管理責任者については、会計規則の設置とあわせ検討中。 【検討中】</p>
<p>【意見】 （1）公金外現金取扱のリスク低減について 現金の取扱について公金は法令等の規定により適正に運用されるべきであるが、公金外現金の取扱に関しては、前述の第2監査の概要の2監査の対象(1)対象で述べたとおり、危機管理の大前提として市職員が預からないことが求められる。 やむを得ず市職員が公金外現金を取扱うことになっても、リスクマネージメントの見地からリスクの低減を図るべきである。 ひとつの例として、指摘事項とはしなかったが、通帳と届出印の保管場所が鍵の掛かる金庫等を問わず同じ場所に保管されている場合は、盗難等により現金引出しのリスクが高くなるので、回避されることを望むものである。</p>	<p>学校給食会は旧市町村単位で組織されその事務局は各給食センター（三島・土居）及び教育総務課（川之江分）に置かれているところである。 通帳などの保管についてはそれぞれの施設責任者に委ねられているため、更なる管理方法の確認や会計規則などの制定について改善していくものであります。 【見 解】</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針
<p>【改善・検討課題】 (1) 会計事務について ア 会計規則等の制定状況について 公金外現金に関する規定については、行政による会計規則等があるもの4件(1.18%)や、関係団体の会計規則等があるもの25件(7.37%)であるが、前述の第2監査の概要2監査の対象(1)対象により地方自治体としては扱うことのない現金であるが、やむを得ず当該市職員が公金外現金を預かる等の取扱いを行なう場合は市として危機管理上のリスクの低減を図るべきであり、その保管、出納及びチェック機能に係る基準等(マニュアル)は必要であると思われる。 よって、個人的公金外現金、政策的公金外現金及びその他については各所管課等で公金外現金の取扱基準等を定めるか、市全体若しくは各部局別などで統一的な規定が可能であるかも検討されることを望むものである。また、団体的公金外現金については関係団体との協議等により各団体において定められるのが望ましい。</p> <p>(2) 通帳及び届出印等の保管状況について ウ 保管管理責任者の設置状況について 担当が保管管理責任者のものが164件(48.38%)、所属長114件(33.63%)となっている。 保管管理責任者の設置は公金外現金を取扱う上で、責任の所在を明らかにすることにより、適正な取扱事務の内部統制機能が働き、そのことによりリスクの低減が図られるものと考えられるが、設置していないものが17件(5.01%)あった。 よって、保管管理責任者を設置しリスクマネージメントの向上を望むものである。</p>	<p>【No. 337 四国中央市人権教育協議会】 指摘事項については、会計規則等の制定がなされてなかったため、平成24年4月25日付け(平成24年4月1日施行)で制定済み。 【措置済】</p> <p>【No. 337 四国中央市人権教育協議会】 指摘事項については、設置されてなかったため、上記会計規則等の中で規定済み。 【措置済】</p>